National Teachers Union of Private Universities and Colleges

私大ユニオン・ニュース

題字：奥平　康弘

第９５号
2023/11/24

全国私立大学教職員組合（私大ユニオン）
〒101-0003東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館６階
電話03-3262-2151　FAX03-3262-2152
郵便振替00190-3-28088　http://upuc.org/

大学の自治奪う運営方針会議を設置
国立大学法人法改正案に反対

岸田政権は、突如10月31日に国立大学法人法改正案を国会に提出した。同法案は、成立を急ぐ政府自民党の強硬姿勢のもとで、11月20日に衆議院で可決され、参議院に送付された。同法案は、一部の国立大学に「運営方針会議」の設置を義務付けるものだが、委員は文科大臣の承認が必要で、大学運営に政府の介入を招きかねない。私大ユニオンは、日大教と連名で11月24日付で緊急反対声明(裏面) を公表した。

大規模国立大学に運営方針会議の設置を義務化

岸田政権は、今般の国立大学法人法改正案の提出理由を「国立大学の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、事業規模が特に大きい国立大学法人について運営方針会議を設置する」ことだとしている。

ここで言う「事業規模が特に大きい大学で運営方針会議を設置する国立大学法人」とは、次のいずれかとなっている。

① 特定国立大学法人

理事が7人以上の国立大学で、収入・支出額、収容定員数、教職員数を考慮して、事業規模が大きいものとして、政令で指定する国立大学

② 準特定国立大学法人

長期・多額の民間資金の調達等の特別の事情で法人運営の監督上の体制強化が必要となり、文部科学大臣の承認を受けた国立大学

学長に対して強大な権限を有する運営方針会議

特定国立大学法人は、次の事項の決定は、運営方針会議の決議によることとなっている。

○中期目標、中期計画の作成・変更
○予算の作成、
○事業報告書、決算報告書の作成

運営方針会議は、決議内容に基づく運営が行われていない場合、学長に改善措置を求めることができ、学長選考基準等について学長選考・監察会議に意見を述べることができるとされている。

運営方針会議の委員は文部科学大臣の承認事項

このような強大な権限を有する運営方針会議だが、3人以上の運営方針委員と学長で組織するとされ、委員は学長選考・監察会議（政府は旧来の学長選考委員会の権限強化をもくろみ、2021年の国立大学法人法改「正」で制度化）との協議を経て、文部科学大臣の承認を得て任命されることになる。

このような「政治権力」が介在しうる委員の選出方法で思い起こされるのは、2020年の菅義偉首相による日本学術会議の新会員候補の任命拒否だ。学問の自由が保障されるべき大学で、その自治を破壊するに等しい同様の事態の発生が危惧される。

国際卓越研究大学のシステムを他の国立大に拡大

国立大学では既存の経営協議会において、中期目標・中期計画や予算・決算が審議事項となっているにもかかわらず、何故唐突に運営方針会議の設置が法制化されなければならないのか。それは、かの大学ファンドによる国際卓越研究大学のガバナンスについて、「認定に関する有識者会議」による「研究者自身が審議・決定する組織では効率的に動かない」ので「長期的な経営方針を備えた安作的・安定的な合議体が必要」との提言を前提としたものだ。

既報（当ニュース第92号）のとおり、先般、東北大学が国際卓越研究大学に内定したが、合議体設置を当面は東京大学、京都大学、大阪大学、名古屋大学（岐阜大を含む東海国立大学機構）の5法人に拡大するもので、あまりに強引なやり方は許容できない。

2023年11月24日

大学の自治を決定的に破壊する国立大学法人法の改正案に反対する

日大教(日本国公立大学高専教職員組合)・
日私教私大ユニオン(日本私立学校教職員組合全国私立大学教職員組合)

この11月17日、大規模な国立大に運営方針の決定などを行う合議体の設置を義務付ける国立大学法人法の改正案が衆院文部科学委員会で賛成多数で可決された。13項目の附帯決議もあわせて可決された。

この法案に対して、大学教員を中心として「大学の根幹が崩れる」などの批判が上がっている。

今回の改正は、もともと国の大学ファンド（10兆円ファンド）で支援する「国際卓越研究大学」（東北大）のガバナンス（組織統治）強化と、国立大学法人の統廃合（東工大・東京医科歯科大）を受けた別表改正を目的とする法案であった。

法案作成段階で、このガバナンス強化の部分が、学生数や収入などが一定規模以上の国立大（「特定国立大学法人」）に突然拡大され、当面は、東北大、東京大、京都大、大阪大、東海国立大学機構（名古屋大と岐阜大）の5法人が対象となる見込みとなった。

これらの大学に新たに設置される「運営方針会議」は、会議は学長と文科大臣の承認を経た学内外の3人以上の委員で構成され、中期目標・中期計画や予算について決議する権限、学長選考・監察会議への意見具申権などを持つ。学長の任免権に加え、学長を含む「会議」の委員の承認権を文科大臣に与えるという、政府権限の拡大強化であり、大規模大学を完全に政府・文科省のコントロール下に置く計画である。

問題点の一つは、大学10兆円ファンドを給餌とした文科省直轄大学への誘導である。「指定国立大学法人」以来、政府は国立大学をランク分けして区分することに躍起となっている。今回、国際卓越研究大学、特定国立大学法人、それに準ずる大学、それ以外の大学と国立大学を階層化し、位置づけに応じた運営費交付金をはじめとする予算配分、支援策を正当化し、政府に従順な大学へと再編する方向性を示した。学問の自由、大学の自治は大きく損なわれることになる。

次に、大学のガバナンスを揺るがす組織改編である。すでに、国立大学には、役員会の他、中期目標計画を決める経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議などの大学統治に関わる組織がいくつもある。ことに学長選考・監察会議は2020年の法改正で名称と役割の改変が行われたばかりである。こうした錯綜する組織に屋上屋を重ねる「運営方針会議」を設置することは、責任と権限の所在を不透明にし、大学全体での合意形成を不可能にし、結局は学長による独裁の道を開くことになる。

こうして、文科省の廊下に、高名な学者である国立大学の学長たちが並んで裁定を待つという、ドイツ第二帝政期のプロイセンの学術政策を彷彿とさせる構造ができあがる。時の政府のために学術研究が奉仕するのである。

これらの懸念を背景として、法施行に際して、政府に配慮を求める13項目の附帯決議が可決されている。具体的には、運営方針会議の審議事項が教育・研究の内容や方法に及ばないようにすること、会議の委員を選ぶ際には文科大臣は言論活動や思想信条を理由に恣意的な承認拒否をしないこと、大学の自主性と自律性に留意して、拒否する場合は理由の丁寧な説明に努めること、選ばれた大学だけでなく他の国立大学にも基本的経費が運営費交付金として措置されることなどを求めている。附帯決議のこのような懸念は当然のことである。

私たち日大教・日私教私大ユニオンは協同して、今後もすべての市民に開かれた大学づくりをめざし活動する観点から、大学の自治を決定的に破壊し、国立大学を政府の管理下に置くことを企図した今次国立大学法人法改正案に反対する。

以上